

お客様各位

# 消費税率引き上げに伴う高速バスの運賃について

日本中央バス株式会社

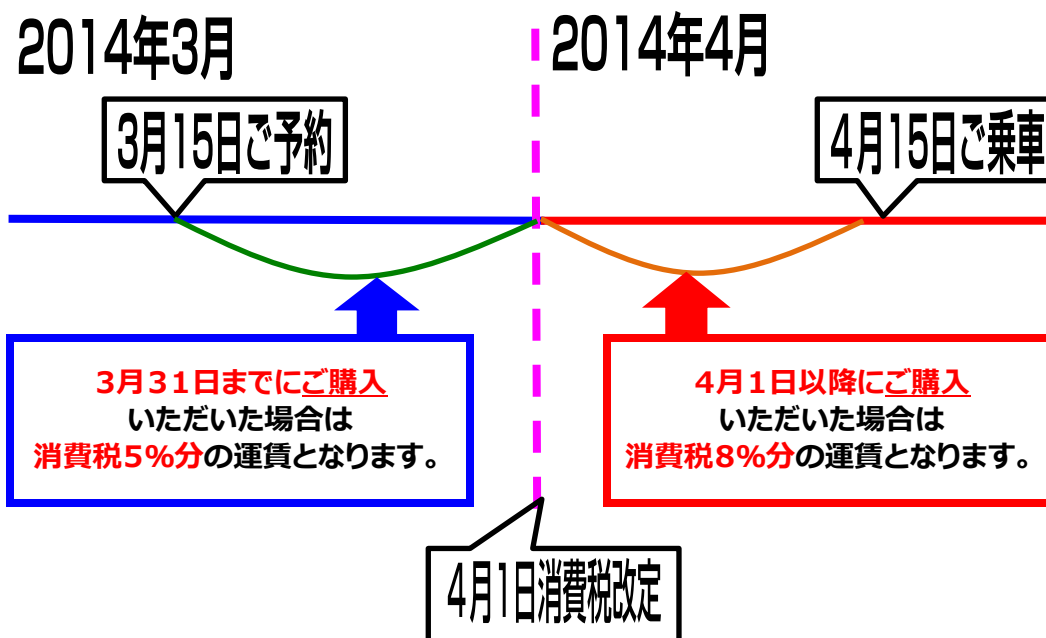
平素は日本中央バスをご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
さて、平成26年4月1日より、消費税率が引き上げとなります。  
これに伴い消費税の増加分を運賃に転嫁させていただくため、  
4月1日より運賃を改定させていただきます。  
上記に伴う、高速バスの予約と購入に関する変更点は以下の通りです。

★乗車日と購入日(予約日ではありません)での、適用運賃一覧表

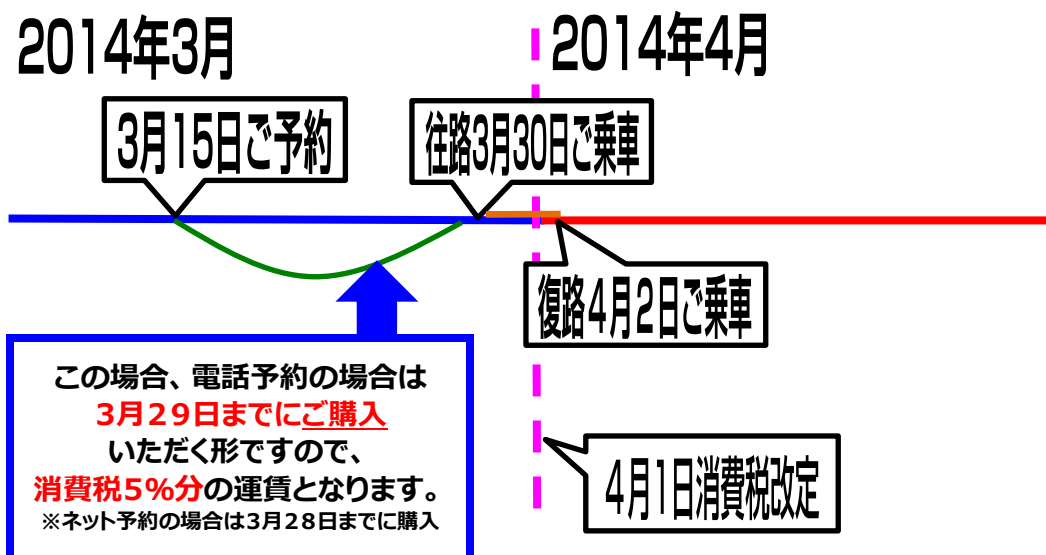
	適用される高速バス運賃(回数券を除く)	
	3月31日までのご乗車分	4月1日以降のご乗車分
3月31日までにご購入の場合	消費税5%分の運賃	消費税5%分の運賃
4月1日以降にご購入の場合	—	<b>消費税8%分の運賃</b>

◎3月31日までに購入された回数券については、4月1日以降ご利用の場合は、4月以降の片道運賃と3月までの片道運賃の差額を、お支払いいただく事によりご利用可能です。

例)3月15日に予約をして、4月15日に乗車する場合



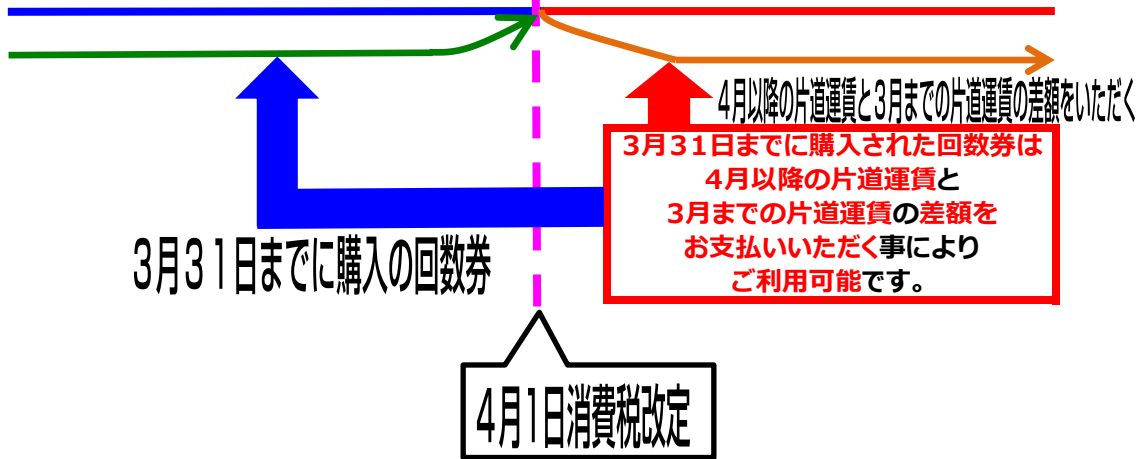
例)3月15日に予約をして、往路3月30日、復路4月2日に乗車する場合



例) 3月31日までに購入された回数券で、4月1日以降に乗車する場合

2014年3月

2014年4月



3月31日までに購入の回数券

4月以降の片道運賃と3月までの片道運賃の差額をいただく

3月31日までに購入された回数券は  
4月以降の片道運賃と  
3月までの片道運賃の差額を  
お支払いいただく事により  
ご利用可能です。

4月1日消費税改定